

耐震改修促進法が日本の居住環境に もたらす影響

山上 昂大

自然災害が発生した場合、福祉施設の多くは災害時要配慮者を多く抱えているため、彼らの避難には介助が必要とされる。同時に福祉避難所として指定された場合、地域における災害時要配慮者の避難拠点としての機能も求められる。これらを踏まえれば、入居者が安心して利用することができて、自然災害に強い高齢者施設がそれぞれの地域で必要であることは明らかである。

今回の研究では、日本における高齢者施設の耐震対策とそれに纏わる法律の関係を考察し、日本の高齢社会における居住環境の在り方を検討することを目的とする。

今回の研究により明らかになったことは、複数点ある。少子高齢化により、介護労働者の採用率と離職率の動向が良い傾向であっても介護人材の需要と供給量の見込みに差が生じてしまい、2025年には37.7万人の介護職員が不足見込みなのが明らかになった。また、耐震改修促進法という、建築物の倒壊などから国民の命を守るために建築物の耐震性を調べて、耐震性が不十分なら強化するといった法律が制定されたにもかかわらず、能登半島地震で多くの住宅被害を受けた石川県輪島市では耐震化率が約45%であったことが明らかとなった。これにより、各県で耐震改修促進法に基づいて対策しているのに大きな差があることが明らかとなった。また、日本の高齢者社会における居住環境は、2013年の耐震改修促進法の改正により、耐震診断、結果報告の義務付けがされたため、みんなが安心できる施設へと進化し続けていることがわかった。